

議案第53号

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例

つくば市市民ホール条例（平成14年つくば市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 一般社団法人つくば市スポーツ協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市市民ホール条例（平成14年つくば市条例第61号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略） （使用料の減免）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p><u>キ</u> <u>一般社団法人つくば市スポーツ協会</u></p> <p><u>ク</u> その他規則で定める団体</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第7条（略） （使用料の減免）</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p><u>キ</u> その他規則で定める団体</p> <p>2・3（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>